

## ニュージーランド産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 21 のニュージーランド産さくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成 17 年 12 月 16 日農林水産省告示第 1940 号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

### 1 指定生産地域及び指定生産地

(1) 告示 1 の指定生産地域とは、次の地域とされた。

ア ダニーディン(Dunedin)市

イ 以下の地域自治体の区域

クルーサ(Clutha)、クイーンズタウンレイクス(Queens Town /Lakes)、

セントラルオタゴ(Central Otago)、ワイトакி(Waitaki)

(2) 告示 1 の指定生産地は、ニュージーランド植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式 1 によりニュージーランド植物防疫機関により、毎年 10 月 31 日までに植物防疫官あてに通知されるものとされた。

### 2 こん包施設

告示 5 のこん包施設は、ニュージーランド植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式 2 により植物防疫官あてに通知されるものとされた。

### 3 指定生産地における調査

告示 2 の指定生産地における調査は、次により行うものとされた。

(1) トラップ調査

ア 調査対象はコドリンガとし、調査期間は 11 月 1 日からさくらんぼ収穫終了までとすること。

イ 調査に用いる誘引剤の種類は、コドレルアとし、調査は 1 週間に 1 回誘殺虫を回収して行い、誘引剤は 4 週間ごとに交換すること。

ウ トラップは、デルタ型トラップを使用すること。

(2) 生果実調査

ア 調査時期は、収穫期とすること。

イ 調査は、指定生産地ごとに生果実 600 個を対象に以下の抽出方法により実施すること。

(ア) 収穫前の果実にあっては、無作為に抽出した樹から無作為に抽出す

ること。

(イ) 収穫後の果実にあっては、こん包施設において、果実搬入時に日本向けに輸出される荷口から無作為に抽出すること。

ウ 調査は、肉眼検査により行うこととし、傷や食害痕等コドリンガによる寄生の疑いが認められる場合は、適宜切開して寄生の有無を調査すること。

#### 4 指定生産地における調査の結果の記録、保管及び報告

- (1) 3の(1)及び(2)の調査の結果は、ニュージーランド植物防疫機関が別記様式3及び4により記録し、保管するものとされた。
- (2) 3の(1)及び(2)の調査の結果は、ニュージーランド植物防疫機関が輸出期間終了後に別記様式3及び4の内容をとりまとめの上、日本国植物防疫機関に報告するものとされた。

#### 5 トラップ調査及び生果実調査の確認

告示7の確認は、ニュージーランド植物防疫機関と共同して、毎年1回以上さくらんぼ生果実の輸出期間中に行うこと。

#### 6 コドリンガの発見に伴う措置

##### (1) トラップ調査

3の(1)の調査の結果、指定生産地ごとに、調査により捕獲されたコドリンガのトラップ一つ当たりの誘殺虫数がトラップの平均で1週間当たり15頭を超えた場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、当該指定生産地の日本向けさくらんぼ生果実の輸出は停止される。

##### (2) 生果実調査

3の(2)の調査の結果、コドリンガが発見された場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、日本向けさくらんぼ生果実の全荷口の輸出は停止される。

#### 7 輸出検査

- (1) 告示4の(1)の検査は、こん包施設に搬入され、選別が終了した生果実を荷口ごとに600個以上肉眼検査を行い、検疫有害動植物、特にコドリンガがないことを確認することにより行うものとする。
- (2) (1)の検査の結果は、ニュージーランド植物防疫機関が記録し、保管するものとされた。
- (3) (1)の検査の結果、コドリンガが発見された場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、日本向けさくらんぼ生果実の全荷口の輸出は

停止される。

#### 8 表示

告示8の表示は、次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

**CLEARED BY NZ MAF  
FOR JAPAN**

#### 9 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び当該生果実に添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。
- (2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、こん包が破損若しくは開扉されている場合、告示7の封印のない場合又は告示8の表示がなされていない場合は、当該生果実の廃棄又は返送を命じるものとする。
- (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。
- (4) コドリンガが発見された場合には、次により措置するものとする。
  - ア 当該生果実を含む荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
  - イ ニュージーランド植物防疫機関に対し、さくらんぼ生果実の日本向け輸出を停止するよう求めるとともに、以後の輸入検査を中止すること。

**別記様式 1**

指定生産地リスト（指定・取消）

指定番号	設置場所	園地面積	生産者名	指定年月日	備 考

**別記様式 2**

指定こん包施設リスト（指定・取消）

指定番号	設置場所	所有者名	指定年月日	備 考

## 別記様式 3

## トラップ調査記録表

1. 生産地:

2. トラップ設置年月日

調査月日	トラップ番号								1週間当たりの 合計誘殺虫数	1週間当たりの 平均誘殺虫数	検査官名	その他
	1	2	3	4	5	6	7	8				

## 別記様式 4

## 生果実調査記録表

指定番号	調査年月日	調査果実数	発見頭数		備考
			コドリンガ	その他	